

象牙製品等に対して課せられる種の保存法に基づく書類【様式第3】への記載事項を古物台帳で代用する場合の記載例

種の保存法*1では、象牙製品等を取引する際、同法で定める書類(様式第3)に所用の事項を記載することが必要ですが、古物台帳、質物台帳等に次のように記入することで代用できます。古物台帳、質物台帳等で代用する場合は5年間保存することが必要です。

*1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

年月日	区別	受 入				れ				払 出 し				
		品目	特 徴	数量	代 価	取引の相手方	住所	氏 名	職 業	年 齢	年月日	区 別	代 価	取引の相手方
		取引をした古物				相手方の真偽を確認するためにとった措置の方法(及び区分)				住所 氏名				
平成〇.4.20	買受	ゲームソフト	ゲームボーイ用 ポケモンスタジアム 金 任天堂	1	2,000	〇〇高校学生証 第0123号 自宅連絡(母 友子)	中野区中央 1-5-6 山田 ハイツ 205	環境 太郎	〇〇高校 2年	16才				
平成〇.6.10	"	セイコー 男物腕時計	クレシドルSSメッシュパ ンド モデル番号2 F70-5331 側板号9631	1	60,000	勤務先身分証明書 〇〇工業発行第5432号	北区田端町 656 田端 住宅A-101	環境 花子	会社員	25才	平成〇.6.20	売却	80,000	杉並区高円寺 北1-2-3 山田 太一
平成〇.6.15	下取	トヨタセルシオ	99年型買入時走行2万km 登録第品川300て1773号 車台UCF13750 機関8523	1	2,000,000	会社確認	世田谷区成城 1-2-3	経済 太郎	自動車販売	40才	平成〇.7.15	売却	2,500,000	
平成〇.7.15	交換	カメラ アサヒペンタックス	ME、白、ポティーのみ B1256172 新品箱入り	1	45,000			カメラ会館 〇〇〇〇						
平成〇.7.15	買受	カメラ ミノルタ	α7000 黒色ボディ B12643721	1	20,000	国民健康保険被保険者証 記号 神田②いろは12	中央区明石町 2-1-3	経済 花子	無職	50才				
平成〇.8.20	買受	古美術品 彫像	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 唐王朝時代の作品 (象) (合3) (古)	1	820,000	署名文書受領	千代田区霞ヶ 関 2-1	〇〇〇〇	〇〇商事(株) 営業部長	45才	平成〇.9.15	売却	900,000	千代田区霞 ヶ関 1-3-1 (注) 経済太郎 (注)

・特徴欄に象牙製と書かない場合は、(象)等と記載し象牙製品であることを示します。
 ・同種の象牙製品(この例の場合は、象牙製の彫像)を所有している場合(本古物台帳に記載している)はその合計数を記入して下さい(合計数が3である場合は、(合3)等と記入)。
 ・種の保存法では、象牙製品を受け入れる際、取引の相手方から当該製品をどこから入手したかを聴取する義務*2がありますので、聴取した内容を記載して下さい(例えば、古物商から入手した場合は(古)等、小売店から入手した場合は(小)等と記載)。

(注)種の保存法では、その省令(略)で象牙製品を同法で定める届出事業者(象牙製品取引する者)へ引き渡す場合に、その年月日、相手方の氏名、住所等を確認することになっていますので、10,000円以下の製品でもこの欄に記入して下さい。
 なお、一般消費者へ象牙製品を引き渡す場合は、相手方の氏名、住所等を確認する必要はありません。

*2:種の保存法
 (特定国際種事業を行う者の遵守事項)
 第三十三条の三 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等に第三十三条の六第一項の管理票が付されていない場合にあっては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。
 2 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。